

改正案	現行
<p>第五条 令第五条第三号に規定する内閣府令で定める前払式証券は、次に掲げる前払式証券とする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百二十四条に規定する専修学校を設置する者(国及び地方公共団体を除く。)が専らその生徒又は職員(以下この号において「生徒等」という。)に対して発行する前払式証券(専ら当該生徒等が使用することとされているものに限る。)</p> <p>二 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校を設置する者が専らその生徒(特定課程を履修するものに限る。)(又は職員(以下この号において「生徒等」という。))に対して発行する前払式証券(専ら当該生徒等が使用することとされているものに限る。)</p> <p>2 (略)</p> <p>第六条 令第五条第四号に規定する内閣府令で定める前払式証券は、専ら特定の学校等(学校教育法第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)(の学生、生徒(各種学校の生徒にあつては、前条第二項に規定する特定課程を履修するものに限る。)(若しくは児童又は職員(以下この号において「学生等」という。)(又は当該学生等であつた者(以下この号において「学校等関係者」という。)(の利用に供される売店その他の施設(以下この号において「施設」という。)(に係る事業を営むものが専ら当該学校等関係者に対して発行する前払式証券)当該学校等関係者に係る施設においてのみ使用することとされているものに限る。)(とする。</p>	<p>第五条 令第五条第三号に規定する内閣府令で定める前払式証券は、次に掲げる前払式証券とする。</p> <p>一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百二十四条の二に規定する専修学校を設置する者(国及び地方公共団体を除く。)(が専らその生徒又は職員(以下この号において「生徒等」という。)(に対して発行する前払式証券(専ら当該生徒等が使用することとされているものに限る。))</p> <p>二 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校を設置する者が専らその生徒(特定課程を履修するものに限る。)(又は職員(以下この号において「生徒等」という。))に対して発行する前払式証券(専ら当該生徒等が使用することとされているものに限る。)</p> <p>2 (略)</p> <p>第六条 令第五条第四号に規定する内閣府令で定める前払式証券は、専ら特定の学校等(学校教育法第一条に規定する学校、同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。)(の学生、生徒(各種学校の生徒にあつては、前条第二項に規定する特定課程を履修するものに限る。)(若しくは児童又は職員(以下この号において「学生等」という。)(又は当該学生等であつた者(以下この号において「学校等関係者」という。)(の利用に供される売店その他の施設(以下この号において「施設」という。)(に係る事業を営むものが専ら当該学校等関係者に対して発行する前払式証券)当該学校等関係者に係る施設においてのみ使用することとされているものに限る。)(とする。</p>